原発事故子ども・被災者支援法市民会議 設立趣意書

私たちは、2011年3月11日に発生した福島原発事故の被災者団体及び被災者 支援団体です。

福島原発事故は、大量の放射性物質の放出を引き起こしました。放射線の健康への影響に関する十分な科学的知見が存在しない中、多くの被害住民、とりわけ子どもを持つ親が、被ばくを避けて避難し、あるいは生活のあり方を変えることを余儀なくされました。

2012年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する支援の推進に関する法律」(原発事故子ども・被災者支援法)が成立しました。この法律は、一定の線量以上の放射線被ばくが予想される「支援対象地域」からの避難や、同地域における居住、帰還について、被災者が自らの意思によって行うことができるよう、国が責任をもって支援しなければならないと定め、私たちが求めてきた「避難の権利」の実現に向けた大きな一歩が踏み出されました。また、放射線による健康等への被害を防ぐための、定期的な健康診断や医療費の減免に関する規定も盛り込まれています。

一方、原発事故子ども・被災者支援法には、支援対象地域の範囲や、具体的な支援 策については盛り込まれていません。公衆の被ばく限度である年間1ミリシーベルト を超える放射線被ばくを余儀なくされている地域全体を「支援対象地域」とし、被害 者が求める具体的な支援策を獲得するためには、同法が定める基本計画やその他の具 体的施策の決定過程において、被災者団体や被災者支援団体の参加を確保する必要が あります。

私たちは、原発事故子ども・被災者支援法について、その運用に原発事故被害者の 声を反映させ、被害者のための具体的な支援策を実現することで、福島原発事故に起 因する放射線被ばくを低減し、放射線の健康等への影響を回避することを目的として、 「原発事故子ども・被災者支援法市民会議」を設立します。

2012年7月10日

設立時運営団体・参加団体一同

原発事故子ども・被災者支援法市民会議 運営要領

1 名称

私たちは、名称を「原発事故子ども・被災者支援法市民会議」(市民会議)といいます。

2 目的

市民会議は、2012年5月に成立した原発事故子ども・被災者支援法について、 その運用に原発事故被害者の声を反映させ、被害者のための具体的な支援策を実現す ることで、福島原発事故に起因する放射線被ばくを低減し、放射線の健康等への影響 を回避することを目的とします。

3 活動内容

市民会議は、上記の目的を達成するため、以下の活動を行います。

- (1) 原発事故被災者団体及び支援団体間の情報交換・ネットワーキングの促進
- (2) 原発事故子ども・被災者支援法の支援対象地域及び支援策の具体化のための関係者との意見交換及び政府機関への働きかけ
 - (3) 原発事故子ども・被災者支援法に関する普及・広報活動
 - (4) その他市民会議の目的を達成するために必要な活動

4 運営体制

(1)参加団体

上記の目的に賛同する原発事故被災者団体及び支援団体は、世話人会の承認を経て 新たに市民会議に参加することができます。

(2) 世話人会・代表世話人

市民会議には、運営の中心を担う団体(運営団体)が各1名を推薦する世話人からなる世話人会を置き、世話人の多数決により、運営に必要な意思決定を行います。また、市民会議を代表する代表世話人を、世話人会で選出します。

なお、設立当初の運営団体は、以下のとおりとします。また、参加団体は、世話人会の承認を経て、運営団体となることができます。

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、福島の子どもたちを守る法律家ネ

ットワーク、国際環境 NGO FoE Japan、福島老朽原発を考える会、ハーメルン・プロジェクト、グリーンピース・ジャパン、子どもたちを放射能から守る全国ネットワーク、福島避難母子の会 in 関東、東日本大震災市民支援ネットワーク・札幌 むすびば、任意団体 Peach Heart

(3) 事務局

市民会議の事務局は、当面の間、福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク及び 国際環境 NGO FoE Japan が担うこととします。

以上